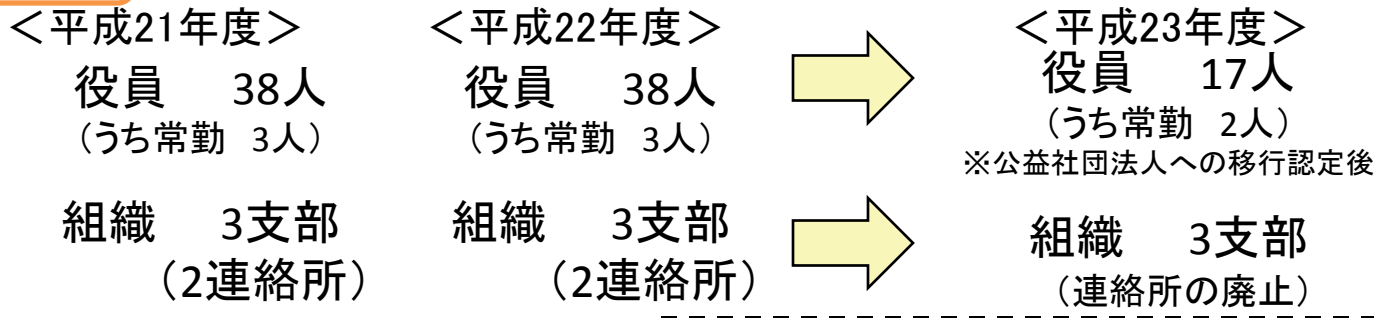


(社) 日本臓器移植ネットワークの改革案について
《改革案説明資料》

社団法人日本臓器移植ネットワークの改革案について

ヒト

1. 組織のスリム化



国家公務員 OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	4/38人中	4/38人中	0
職員	1/36人中	0/41人中	▲1

改革の効果

《削減数》

▲21人(新規)

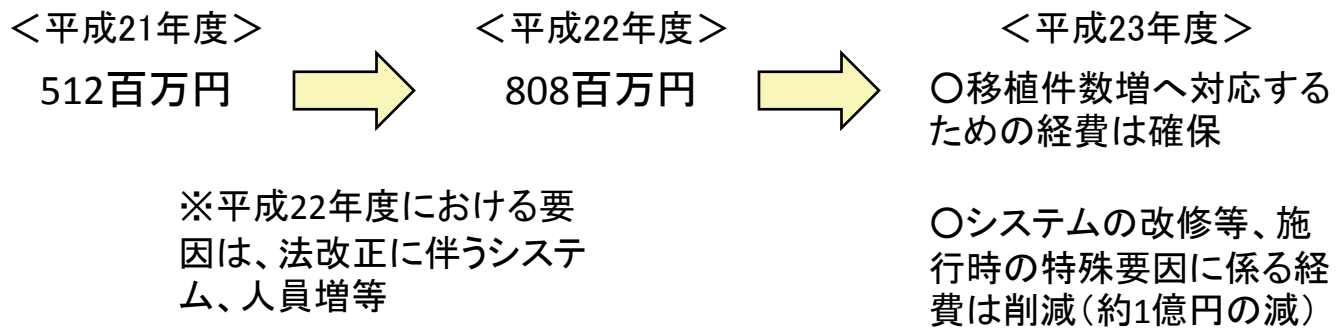
▲2連絡所(新規)

《今後の対応》

平成21年度末に退任した厚労省OB職員の後任を公募予定

カネ

2. 国からの財政支出の効率化



《削減額》

▲約1億円(新規)

3. その他改革事項

- ・ 効率的な臓器移植のあっせんを実施するための臓器提供意思登録システムの活用等。

《国民への影響》

円滑な移植医療の実施

1. 組織のスリム化

【役員】

- ・ 公益社団法人への移行後(平成22年7月に内閣府へ申請予定)は、現在38名の役員を17名削減する予定。

※ なお、理事数については、平成9年の設立当初で58名であったものを、順次削減してきている。

【職員】

- ・ 平成21年度末をもって退任した厚生労働省OBの職員(1名)の後任について、公募予定。

【組織】

- ・ 平成22年度末までに、東日本支部内の2連絡所を廃止することとしており、効率的な運営、人材配置を行うこととしている。

※ 平成14年度に7ブロックあった支部を東日本支部(2連絡所を含む)、中日本支部、西日本支部の3支部制へと移行している。

2. 国からの財政支出の効率化

- ・平成21年の臓器移植法の改正を踏まえ、臓器移植のあっせん体制の強化など、国としても移植対策を着実に推進していく必要がある。
- ・このため、平成22年度は脳死下での臓器移植件数の見込み増に対応したコーディネーターの増員、法的要件の改正に伴うシステムの改修のため、国からの補助を増額。
- ・平成23年度においては、平成22年度の特異要因であるシステム改修費用を削減する。

※平成22年度における増額要因

- ・ 移植件数の増加に伴うコーディネーター等の人件費及び活動経費
- ・ レシピエント検索システムの改修
- ・ 臓器提供意思登録システムの改修
- ・ 意思表示登録カードの発行枚数増

平成23年度

- 確保
- 終了
- 終了
- 平年度化

※平成22年度においても複数あった医療従事者向け研修について、カリキュラムを再編成し、統合することにより、10百万円の効率化を図った。

3. その他改革事項

- ・ 効率的な臓器移植のあっせんを行うには、拒否の意思表示も含め、ご本人の意思を確実に確認することが有効。

このため、

- ① 一人でも多くの方に移植医療に関する知識を深めていただけるよう効果的な普及啓発を実施
- ② より確実な意思の確認が可能となるようインターネットやモバイルサイトを通じた臓器提供意思登録システムの活用を推進。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(概要)

平成22年1月17日施行

1. 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、親族への臓器の優先提供の意思表示を可能とする。

平成22年7月17日施行

2. 脳死判定・臓器摘出の要件の改正

臓器提供を行うための脳死判定、臓器摘出ができる場合を次のいずれかとする。

- ① 本人の生前の書面による意思表示があり、かつ、家族が拒否しない又は家族がいないとき
(現行法と同じ要件)
- ② 本人の意思が不明(拒否の意思表示をしていない場合)であり、家族の書面による承諾があるとき

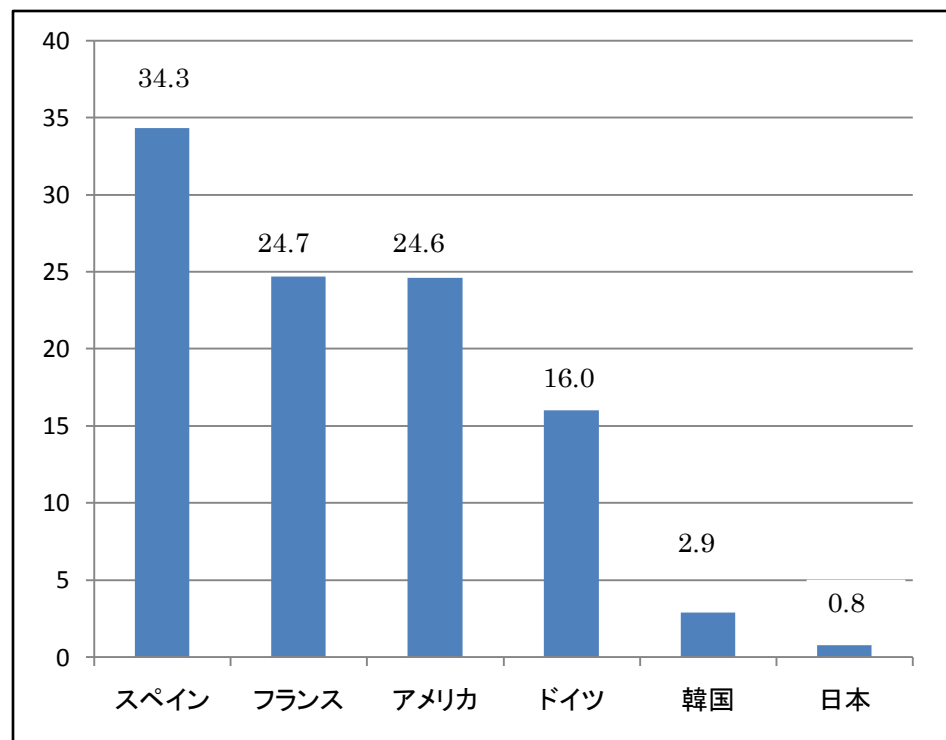
3. 普及・啓発活動

国及び地方公共団体は、臓器提供の意思を運転免許証及び被保険者証等に記載できることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずる。

4. 被虐待児への対応

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

人口100万人あたりの臓器提供数(死体 2007年)



資料出所

Transplantation Procurement Management (TPM)

International Registry Organ Donation and Transplantation

から抜粋